

中小企業者持続化補助金(災害支援枠)のご案内

令和6年能登半島地震・令和6年奥能登豪雨により被害を受け、事業再建に取り組む中小企業者の皆様に支援します。

★公募開始:令和7年4月28日(月)

★申請期間:令和7年4月28日(月)～6月9日(月)

※6次公募以降については追って公表いたします。

申請要件

1. 対象者要件

石川県内に主たる事業場を有する中小企業者

※ただし、小規模事業者は補助対象外

(国の「小規模事業者持続化補助金(災害支援枠)」をご活用ください。)

※令和6年奥能登豪雨災害からの復旧につき、

対象市町は七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町の3市3町

2. 補助事業計画策定要件

早期の事業再建に向けた計画を策定していること

事業計画は、最寄りの商工会・商工会議所の確認を受けていること。

補助額・補助率

①自社の事業用資産に損壊等の**直接的**な被害があった事業者

補助上限額 **200万円**

補助率 **1/2以内**

※一定の要件を満たす事業者のみ、定額補助あり

②令和6年能登半島地震等に起因して、売上減少の**間接的**な被害があった事業者

補助上限額 **100万円**

補助率 **1/2以内**

補助対象経費

販路開拓や商品開発等の前向きな取組に係る経費

- 機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、新商品開発費、借料、設備処分費、委託・外注費、施設・設備の修繕費、車両購入費

<ISICO HP>



活用イメージ

- 策定した事業計画に基づいて実施する**事業再建**の取組みに必要な経費が補助対象となります。

事例①

※ 緑字が本補助金の対象経費

- 被災により破損した**カウンターショーケース**を買換えるとともに、雨漏りで剥がれた**クロスの張り替え**や、新しいデザインの**看板を設置**することにより、営業再開と同時に集客の回復をはかった。

事例②

- 主な取引先であった旅館の被災により販路が喪失。新たな取引先を獲得するため**展示会へ出展**。加えて、**新商品の開発**を行い、**チラシ**を用いて宣伝することで、販路開拓につながり減少した売上が回復

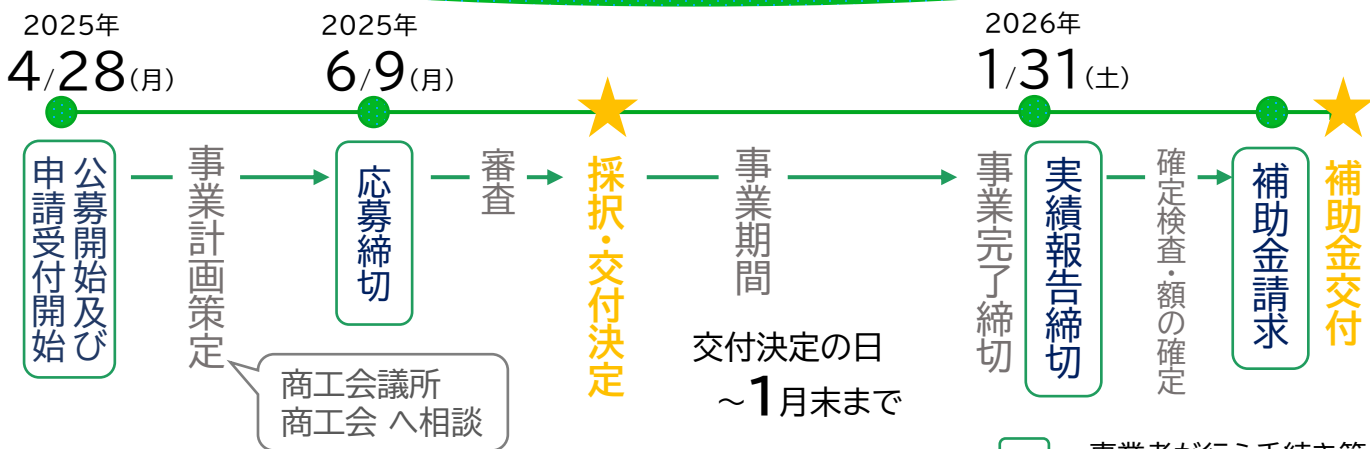
補助対象となる期間の特例

- 特例**として令和6年1月1日の能登半島地震及び**令和6年9月21日から23日の奥能登豪雨**による災害発生以降で、**交付決定の前**に行われた事業に要する費用についても、**適正と認められる場合**には補助金の対象となります。

※「**直接被害**」の場合、罹災(被災)証明書、「**間接被害**」の場合、売上げが減少したことが分かる「**認定書**」が必要となります。

(いずれも自治体が発行するもの)

スケジュール(予定)



※補助金の支払いは、補助事業期間終了後、**精算払(後払い)**となります。

※採択後、事業実施期間内に完了しないことが見込まれた際は、事務局までご相談ください。

お問い合わせ先

■(公財)石川県産業創出支援機構 成長プロジェクト推進部 :076-267-5551

■ 石川県 商工労働部 経営支援課 経営支援グループ:076-225-1525